工事請負契約書(案)

工 事 名 鳥取大学(三浦)農学部附属FSC潅水設備改修工事

請負代金 金 田也

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額

円也)

発注者 国立大学法人鳥取大学 学長 原田 省 と 受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第2条 工事は、鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地(鳥取大学三浦団地構内)において施工する。
- 第3条 着工時期は、契約書締結日の翌日とする。
- 第4条 完成期限は、令和8年3月16日とする。
- 第5条 契約保証金は納付する。ただし、国立大学法人鳥取大学が認めた有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険を締結するものとする。
- 第7条 請負代金(前払金を含む。)は、2回以内に支払うものとする。
- 第8条 完成通知書は、施設環境部企画環境課に送付するものとする。
- 第9条 請負代金(前払金を含む。)の請求書は、施設環境部企画環境課に送付するものとする。
- 第10条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払いするものとする。この 支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするものとする。
- 第11条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人鳥取大学が定めた工事請負契約基準によるものとする。
- 第12条 発注者は、受注者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。
- 2 発注者が前項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により発注者が本契約を解除した場合には、受注者は発注者に対し、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間において協議して 定めるものとする。

契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し、印を押すものとする。 この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101番地 国立大学法人鳥取大学

学 長 原田 省

受 注 者